

議案第 35 号

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例

南あわじ市手数料条例（平成 17 年南あわじ市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

別表情報公開の項の次に次のように加える。

地籍調査成果等資料	地籍集成図交付手数料	1 件につき	注 8 300 円
	一筆図及び複数筆図交付手数料	10 筆につき	300 円
	地籍図根点網図の写しの交付手数料	1 件につき	300 円
	地籍図根点座標情報（S I M A データを含む。）交付手数料	10 点につき	100 円

別表注 7 の次に次のように加える。

注 8 出力範囲 5 つまでごと（S I M A データにあつては 200 キロバイトにつき、D X F データにあつては 2400 キロバイトにつき、シェープファイルにあつては 300 キロバイトにつき）に 1 件とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市手数料条例新旧対照表

現 行				改 正 案				備 考
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				
区分	手数料の種類	単位	手数料の額	区分	手数料の種類	単位	手数料の額	
戸籍～情報公開 略				戸籍～情報公開 略				
その他 略				地籍調査	地籍集成図交付手数料	1件につき	注8 300円	
				成果	一筆図及び複数筆図交付手数料	10筆につき	300円	
				等資料	地籍図根点網図の写しの交付手数料	1件につき	300円	
					地籍図根点座標情報（S I M Aデータを含む。）交付手数料	10点につき	100円	
注1～注7 略				注1～注7 略				
				注8 出力範囲5つまでごと（S I M Aデータにあつては200キロバイトにつき、D X Fデータにあつては2400キロバイトにつき、シェープファイルにあつては300キロバイトにつき）に1件とする。				

